

村職員の

給与の状況

村職員の給与は、その職務の内容に応じた給料と期末・勤勉手当や扶養手当などの諸手当から成り立っています。

また、国家公務員や民間企業の従業員の給与などを総合的に考慮して、村議会で議決された「職員の給与に関する条例」に基づいて支給しています。

こうして定められた村の給与制度は、国の制度に準じていますが、議員および職員の役職加算については独自の削減をしています。

村の人件費の概要について、次のとおり公表します。

村長・議員などの報酬状況

特別職、村議会議員などの報酬月額はそのとおりです。

なお、特別職などの報酬については、一般職員とは別に、村内の各公的団体等の代表によって構成される「占冠村特別職報酬等審議会」の答申を受け、村議会の審議を経て条例で定められています。

(平成17年4月1日改定)

区分	月額	区分	月額
村長	648,000円	議長	225,000円
副村長	562,000円	副議長	170,000円
教育長	539,000円	常任委員長	150,000円
		副常任委員長	145,000円
		議員	140,000円
期末手当 (三役)	6月期	1.90月分	
	12月期	2.05月分	
	合計	3.95月分	
(議員)	6月期	1.90月分	
	12月期	2.05月分	
	合計	3.95月分	

1 職員給与費の状況

(単位：万円)

年度	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)
		給料	期末・勤勉手当	諸手当	計 (B)	
平成23	52人	21,520	7,237	3,744	32,501	625
平成24	53人	22,001	7,278	3,630	32,909	621

*職員数は平成24年度当初予算の人数です。(特別職を含む)

2 職員の平均給料月額・平均年齢状況

(平成24年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	329,600円	41.8歳

*平均給料額は平成24年度給与実態調査によるものです。

3 初任給と採用2年経過の給与月額

(平成24年4月1日現在)

区分	初任給	採用2年経過給与月額
一般行政職	大学卒業	172,200円
	高校卒業	140,100円

4 職員手当の状況

退職手当	(支給率)	自己都合	定年
	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続30年	41.50月分	50.70月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度	59.28月分	59.28月分
期末・勤勉手当		期末	勤勉
	6月期	1.225月分	0.675月分
	12月期	1.375月分	0.675月分
	計	2.60月分	1.40月分
	本年度に限り職制上の段階、職務の級などによる加算措置なし。		
扶養手当	◎配偶者	13,000円	
	◎配偶者以外	6,500円	
	◎1人(配偶者なし)	11,000円	
	◎特定期間の加算	5,000円	
通勤手当	片道通勤距離2km超の者で、交通機関等利用		
住宅手当	借家で、12,000円を超える家賃を支払っている職員		

5 等級別職員数の状況

(平成24年4月10日現在)

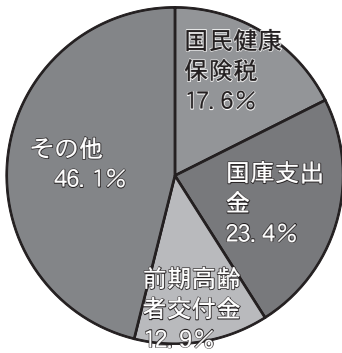
区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務	課長主幹	課長主幹	主幹 係長・主査	係長 主査・主任	主事	主事 事務補	—
職員数	9人	16人	13人	6人	3人	3人	50人
構成比	18.0%	32.0%	26.0%	12.0%	6.0%	6.0%	100.0%



平成24年度 国民健康保険 税の概要をお 知らせします

5月24日、国民健康保険運営協議会が開催され、国民健康保険事業の平成23年度実績見込みを確認し、平成24年度の税率について協議しました。加入者数や所得額等から算定した保険税と、その年に予測される医療費から病院などで支払う一部負担金と国などからの補助金を除いた金額を比較したところ、「平成24年度の税率は前年と同様で改正しない」ことを決定しました。

国民健康保険の財源構成 (平成23年度決算見込額)



【税率】
国民健康保険税は世帯主に課税され、医療分、後期高齢者支援分、介護分に分かれています。課税される対象は、所得や資産、加入人数で、次の表により計算します。

課税区分		医療分	後期高齢者支援分	介護分
所得割	所得金額-33万円(基礎控除)×税率	4.90%	1.80%	1.00%
資産割	固定資産税(土地・家屋)×税率	38.00%	14.00%	8.00%
均等割	加入者の人数×金額	16,000円	5,700円	5,200円
平等割	一世帯の金額	22,300円	7,900円	4,400円

※世帯単位で課税するため、世帯本人が他の健康保険に加入していても、世帯主あてに納税通知書を送ります。その場合、世帯主の所得等は計算されません。
※介護分は40歳から64歳までの加入者に対し計算されます。
※75歳から後期高齢者医療保険に移行することになりますが、移行することによって国民健康保険が単身世帯となる場合は、平等割を5年間半額とします。

【税の軽減】
また、世帯の所得合計額が次の表に示す額以下の場合、均等割と平等割の額からそれぞれ軽減割合を乗じた額を減額します。

世帯の所得合計額	軽減割合
330,000円	7割
330,000円 + (245,000円 × 世帯主を除いた加入者数)	5割
330,000円 + (350,000円 × 加入者数)	2割

税額を軽減する制度が設けられました。

対象者	平成23年3月31日以降に離職された方で、雇用保険受給資格者証の離職理由が特定受給資格者および特定理由離職者と認定された方
軽減される期間	離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで
軽減方法	軽減対象期間の税額算定において、該当者の前年の給与所得を100分の30とみなして所得割を算定します。

軽減を受けるためには申請が必要です。雇用保険受給資格者証と印鑑を持参のうえ、総務課税務担当で手続きをしてください。

ますので、お早めに税務担当へご連絡ください。
国民健康保険税の納付がない場合、国民健康保険の給付の差し止めをしたり、いったん医療費を全額自己負担していたらという措置をとらせていただきます。

国民健康保険税は期日までに納めましょう

国民健康保険とは国民健康保険に加入する皆さんが全員でお金を出し合い、病いやケガをしてお医者さんにかかったときの医療費にあてる助け合いの制度です。

皆さんから納めていただく国民健康保険税は、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度を支える大切な財源です。

皆さんが安心して医療を受けられるよう、国民健康保険税は必ず納めましょう。

【解雇などにより失業した方の国民健康保険税額を軽減する制度】

平成22年度から、倒産・解雇などによる失業、雇い止めや雇用期間満了などで離職を余儀なくされた65歳未満の方に対して、国民健康保険

支払いが困難な方はご相談ください

国民健康保険税は3期に分けて納めてもらうよう通知していますが、支払いが困難な場合は、実情に応じた支払い方法の相談を受け付け

◆国民健康保険税に関するお問い合わせ

総務課税務担当
電話 56・2125

◆各種届出や給付に関するお問い合わせ

保健福祉課国保医療担当
電話 56・2122